

## ○議 事 日 程（第 1 号）

令和 3 年 4 月 30 日 午前 9 時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第 2 号 令和 2 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 12 号）の専決処分の承認を  
求めることについて

日程第 4 承認第 3 号 関ヶ原町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるこ  
とについて

日程第 5 議案第 42 号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 43 号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 44 号 令和 3 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 1 号）

## ○本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 7 まで

（追加日程）

追加日程第 1 議長の辞職について

追加日程第 2 議長の選挙について

追加日程第 3 副議長の辞職について

追加日程第 4 副議長の選挙について

追加日程第 5 議案第 45 号 関ヶ原町監査委員の選任につき同意を求めることについて

追加日程第 6 常任委員会委員の選任について

追加日程第 7 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第 8 特別委員会委員の辞任について

追加日程第 9 特別委員会委員の選任について

追加日程第 10 常任委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第 11 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程第 12 南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙について

## ○出席議員（8 名）

1 番 高 木 博 之 君

3 番 子 安 健 司 君

5 番 田 中 由紀子 君

7 番 楠 達 男 君

2 番 谷 口 輝 男 君

4 番 中 川 武 子 君

6 番 松 井 正 樹 君

8 番 吉 田 仁 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

|                    |           |          |           |
|--------------------|-----------|----------|-----------|
| 町 長                | 西 脇 康 世 君 | 副 町 長    | 藤 田 栄 博 君 |
| 教 育 長              | 中 川 敏 之 君 | 総 務 課 長  | 澤 頭 義 幸 君 |
| 企画政策課長             | 高 木 久之郎 君 | 地域振興課長心得 | 難 波 真 哉 君 |
| 会計管理者<br>兼 税 務 課 長 | 岩 田 英 明 君 | 住 民 課 長  | 西 村 克 郎 君 |
| 診療所事務局長<br>兼医療保健課長 | 徳 永 英 俊 君 | 教 育 課 長  | 兒 玉 勝 宏 君 |

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

|          |         |     |         |
|----------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長心得 | 関 東 正 晃 | 書 記 | 高 木 聖 敏 |
| 書 記      | 小 寺 由 香 |     |         |

## 開会・開議の宣告

○議長（松井正樹君） ただいまの出席議員数は 8 名であります。

令和 3 年第 3 回関ヶ原町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

## 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（松井正樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、2 番 谷口輝男君、3 番 子安健司君を指名いたします。

---

## 日程第 2 会期の決定

○議長（松井正樹君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

---

## 日程第 3 承認第 2 号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第 3、承認第 2 号 令和 2 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） おはようございます。

それでは説明させていただきます。

承認第 2 号の令和 2 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大による地域事業者への経済対策及び町民の生活支援を図る地域応援商品券事業において、想定より多くの方に御利用いただき、不足が見込まれましたので、不足分350万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億1,890万4,000円とする令和 2 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第12号）を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては地域振興課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 難波地域振興課長。

○地域振興課長心得（難波真哉君） 失礼いたします。

承認第2号 令和2年度関ヶ原町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについて、詳細説明をさせていただきます。

議案の5ページを御覧ください。

歳出を基に御説明をさせていただきます。

商工費、商工費、商工業振興費、負担金補助及び交付金、地域応援商品券事業費補助金350万円の追加補正でございます。

今ほど町長から説明がございましたけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大による地域事業者への経済対策として、町内の消費活性化を促進するために商品券を配付する事業でございます。12月の議会において、3,003万円の補正予算を御承認いただいたところでございますが、当初見込んでいた使用率を超える使用があったため、追加をさせていただくものでございます。

具体的には、当初町民6,900人には5,000円分の商品券、これは使用80%と見込みました。また、駅前の観光交流館で買物をされた観光客4,000人に対して1,000円分の商品券、これは60%と見込み、計上させていただいたところでございます。実際、新型コロナウイルスの第3波もありまして、観光客への配付は見送りとさせていただきましたけれども、町民の使用率が98%と当初の見込みより高くなりましたので、今回追加をさせていただくものでございます。

なお、歳入のほうですが、その財源につきましては財政調整基金を繰入れをさせていただいて、充当をさせていただくものです。

御承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 財政調整基金を使うということですが、国の臨時交付金がまだあるんじゃないかと思うんですが、そういう兼ね合いはどうなるんでしょうか。

○議長（松井正樹君） 難波地域振興課長。

○地域振興課長心得（難波真哉君） 御説明差し上げます。

交付金というのは、新型コロナウイルスの感染症対策の地方創生臨時交付金のことだというふうに思いますけれども、それについては国から配分いただいている枠を全て別の事業に充当させていただきましたので、もうその枠はございませんので、財政調整基金を繰入れをして充

当したということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 多分まだ県のほうに執行されていない残った部分があるというふうに聞いておりますので、県と確認した中でそういうことになったのでしょうか。

○議長（松井正樹君） 高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） 令和2年度分の新型コロナウイルス感染症対応型交付金ですが、これに関しては、もう実績報告も済んでいる段階でございます。この段階では、方向性がある程度固まっていたので、一般財源を使わせていただくという形になっております。

なお、3月31日現在で、この繰入金の執行は見送りましたので、予算上このような形になっているというところでございます。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第4 承認第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第4、承認第3号 関ヶ原町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第3号について御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に交付され、同年4月1日から施行に伴い、所要の改正を行うものであり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては税務課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 岩田税務課長。

○会計管理者兼税務課長（岩田英明君） 失礼いたします。

それでは、関ヶ原町税条例等の一部を改正する条例について専決処分とさせていただいた内容について御説明をいたします。

議案書のほうは8ページから13ページ、議案資料は1ページから18ページとなります。

今回の改正は2条立てとなっておりまして、施行日は、先ほど申しましたように令和3年4月1日ですが、ところどころ異なる箇所がございますので、その都度申し上げます。また、税法その他の改正に伴う項ずれ及び簡単な字句の訂正や重複する改正部分は説明を省略させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず第1条関係について、資料の新旧対照表1ページをお願いいたします。

まず、第17条第2項ですが、こちらは町民税の非課税範囲に係る扶養親族について、16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとされたことによる改正となります。こちらが令和6年1月1日施行となります。

続きまして、その下、第26条の7の改正につきましては、特定公益法人等に対する寄附金の範囲について。主に、出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除外することとなりましたので、それに伴う改正となっております。こちらは令和4年1月1日施行となります。

続きまして、3ページ、第29条の3の2第4項及びその下、第29条の3の3第4項の改正につきましては、所得税において源泉徴収関係書類の電子提出において税務署長の承認が廃止されたことに伴う改正となっております。

続きまして、5ページ、第34条の9につきましては、退職所得関係書類の電子提出に関する規定について、第3項及び第4項を追加する改正となっております。

続きまして、6ページ、附則第5条について、健康診断の受診や予防接種など健康の維持増進に取り組みながら、特定の医薬品を購入した際に控除を受けられるセルフメディケーション税制が5年間延長されたことによる改正となっております。こちらは令和4年1月1日の施行となっております。

続きまして、その下、第9条の2ですが、こちらは地方税法の定める範囲内で市町村が固定資産税の特例内容を定めることができるわがまち特例について、関係法律の改正に伴い、該当する施設などを含めた法附則第15条に項ずれが生じたための改正となっております。

続きまして、8ページ、第10条から、11ページ、第14条までですが、こちらは宅地及び農地に係る税負担の調整措置を令和5年度まで継続すること、また納税者の税負担感に配慮するため、令和3年度分については前年度課税標準額を据え置くこととしたことによる改正となっております。

おります。

続きまして、12ページ、第14条の2及び第14条の2の2ですが、こちらは環境性能に応じた非課税、または税率を軽減する措置を9か月延長すること及び特例措置の適用区分の見直しを行うための改正となっております。

その下、第15条から、15ページの第15条の2までですが、こちらは燃費性能の優れた車を取得した翌年度の税率を軽減するグリーン化特例について、重点化及び2年間延長されたことに伴う改正となっております。

続きまして、15ページ、第21条ですが、こちらは標題の特例が5年間延長されたことによる改正となります。

その下、第25条は標題の特例の延長について所得税の改正があったため、それに伴う規定を追加する改正となっております。

続きまして、16ページから第2条関係となります。

こちらは、昨年改正をしました法人税の連結法人に関する改正に伴う法人町民税の申告納付に関すること及び延滞金の特例などについて、今回の法改正により項ずれが生じたための改正となっております。

資料での説明は以上となります。

次は、議案の11ページをお願いいたします。

中段から附則になりますが、第1条で今回の改正の施行期日を定めております。なお、第3号、第4号の法律番号につきましては、まだ審議中ですので、空白となっております。第2条以降で今回の改正に伴う各税目の経過措置について定めております。

以上、簡単ではございますが、今回の改正についての概略説明となります。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

**日程第 5 議案第42号及び日程第 6 議案第43号について（提案説明・質疑・討論・採決）**

○議長（松井正樹君） 日程第 5、議案第42号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について及び日程第 6、議案第43号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例については、関連いたしますので一括して議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第42号の関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例及び議案第43号の関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例については、同様の改正趣旨でございますので、一括して御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等による保険料の減免措置に対する支援と減免期間の延長など所要の改正を行うため、本案をそれぞれ提出するものでございます。

なお、それぞれの細部につきましては住民課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

それでは、議案第42号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる国民健康保険料の減免につきまして、令和 3 年度まで期間を延長するための改正でございます。

議案資料の19ページの新旧対照表をよろしくお願いいたします。

付則第 7 条第 1 項では、令和元年度及び令和 2 年度の保険料、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までを令和元年度分から令和 3 年度分の保険料、令和 2 年 2 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとし、同項第 2 号のア、イ、ウにつきましては世帯の主たる生計維持者を追加し、要件の記載を変更するもので、実質的な変更ではなく、字句の修正を行うものでございます。

議案書の15ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行しまして、令和 3 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

なお、昨年度の減免の実績としましては、令和元年度分につきましては、2 月分、3 月分の 2 か月分でございますが、2 件で 6 万 8,010 円。令和 2 年度分は 1 年分でございます。2 件で

34万6,270円でございます。

続きまして、関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例の御説明を申し上げます。議案第43号でございます。

介護保険条例の改正につきましても、国民健康保険条例の改正と同様に新型コロナウイルス感染症の影響によりまして収入が減少したことによる介護保険料の減免について、こちらも令和3年度まで期間を延長するための改正でございます。

こちらにつきましても、議案説明資料の20ページをお願いいたします。

附則第7条第1項では、こちらも令和元年度及び令和2年度の保険料、令和2年2月1日から令和3年3月31日までを令和元年度から令和3年度までの保険料、令和2年2月1日から令和4年3月31日までとし、同項第2号のアにつきましても、主たる生計維持者のを追加し、併せて字句の修正を行い、イにつきましても、主たる生計維持者の合計所得額を追加するもので、字句の修正及び減免対象者の所得指標として用いる合計所得額につきまして、税制改正に伴う所得指標の見直しを反映させた後の合計所得額とするものでございます。

議案書の17ページに戻っていただきまして、附則としまして、第1条の施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第7条第1項及び次条の規定につきましては、令和3年4月1日から適用をするものでございます。

第2条として、経過措置として、令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免につきましては、税制改正前の所得指標を適用するものでございます。

なお、昨年度の減免実績としましては、令和元年度分につきましては、年金特徴の二月分でございますが、2件分で3万2,900円。令和2年度分は1年分でございます。3件で28万380円でございます。

以上、簡単でございますが、詳細説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（松井正樹君） これより議案第42号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第43号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第44号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第7、議案第44号 令和3年度関ケ原町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第44号について御説明申し上げます。

歳出の主な内容につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制の早期確保に向けた委託料等の関連経費などを含めた2,012万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億8,592万7,000円とする令和3年度関ケ原町一般会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましてはそれぞれの担当課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） これより詳細説明を求めますが、指名はいたしませんので、歳出より順に説明を願います。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） それでは、議案第44号 令和3年度関ケ原町一般会計補正予算（第1号）の歳出より御説明をさせていただきます。

議案書の22ページをお願いいたします。

衛生費、保健衛生費、予防費の補正総額1,953万円につきましては、新型コロナワクチン接種事業に伴う補正となります。

節の1報酬687万8,000円は、集団接種による65歳以上の高齢者接種実施について、当初、町内医療機関の医師による1診体制で計画を進めておりましたが、町内在住の医師免許をお持ちの医師の方から新型コロナワクチン接種について御協力の申出がありましたので、今回御協力いただけるということで、接種する日は2診体制として実施していきたいため、会計年度任用職員として医師分の人件費378万円。また、2回のシミュレーションを実施させていただき、検証した結果なんですが、大変予診に時間が要しているため、予診業務の体制整備を目的に増員し対応していきたいと考えているため、看護師の雇用分213万8,000円を追加計上。また、現在、住民からの電話による問合せ等が多く入り、業務が煩雑しておるため、電話対応等をしていただく保健師も臨時的に雇用したく96万円を追加計上させていただいております。

次に、節3職員手当等につきましては、集団接種を実施していくに当たり、土・日も実施していく予定でいるため、今回増員する医師、看護師の時間外勤務として253万7,000円も増額計上させていただいております。

続きまして、節4共済費及び節8の旅費につきましては、増員した方の社会保険料及び接種会場までの交通費としての費用弁償をそれぞれ16万6,000円、48万円を計上させていただいております。

続きまして、役務費の通信運搬費10万3,000円は、接種会場において受付と予約管理するためのタブレットを2台導入したいため、通信料として10万3,000円を追加で計上させていただいております。

節12の委託料につきましては、当初予算において集団による65歳以上の高齢者接種分について、接種率80%で見込んで各医療機関への予防接種委託料を計上しておりましたが、希望調査の結果、接種希望者が約90%となったため、接種日数を当初の予定より10回増としたいため、増加分98万8,000円を計上。また、健康管理システム改修委託料は、国の指示により改めて追加の改修が必要となったため、補助金上限額の上乗せにより99万円を計上させていただいております。

次に、人材派遣業務委託料688万8,000円は、集団接種による接種体制確保のため、主に集団接種会場における誘導係として人材派遣会社より派遣していただき、円滑な運営実施に努めてまいりたいと考えておりますので、今回補正計上させていただいております。

最後に、ワクチン接種者輸送業務委託料50万円は、接種希望調査時に交通手段についてもアンケートを実施した結果、およそですが、100名の方が交通手段がないとの御回答をいただいております。今回内部でいろいろ検討し、交通手段がない方に対してはタクシーによる送迎計画を立てましたので、人数、距離等を鑑み、およその試算とはなりますが、タクシー業者へ

支払う輸送委託料として50万円を追加計上させております。

補正の内容が以上となります。

ちょっと補足をさせていただきますが、今のところの関ヶ原町としての状況と方針についてですが、4月26日の週に1箱が入ってくるということで、昨日29日ですが、1箱入ってまいりました。私が受け取りましたので、その1箱につきましては、5月の連休後の8日、9日のあたりに入所者及び高齢者施設で従事する者、集団接種に従事する看護師、保健師等の接種に充てさせていただきますして終えようと。余ったワクチンにつきましては、次の集団に回すということで今考えております。2箱目についてですが、2箱目は10日の週と17日の週ということで、この2週のうちに1箱入れますよという御返事をいただきまして、具体的にいつ入るんだということでも聞いても、その週にどこかで入るということではっきりとした御返事がなく、遅くても24日を期限として入れるということを言っておりますので、今のところではございますが、5月25日から集団接種、今須地区から順番に始めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○教育課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

続きまして、同じ22ページの土木費、都市計画費の公園管理費のほうでございます。

備品購入費の2万9,000円でございますが、桃配運動公園のファクシミリが経年劣化により故障したため、新品に更新させていただくための費用でございます。

下に行きまして、教育費、小学校費のほうをお願いいたします。

学校管理費の使用料及び賃借料の5万円、それからその下の教育振興費の使用料及び賃借料の51万8,000円でございます。パソコンなどのリース品につきまして、この統廃合の関係で移動する際の数の算定が少し誤っておりました関係でございます。そのための不足分ということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画政策課長（高木久之郎君） 続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

21ページをお願いいたします。

衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金975万8,000円。新型コロナウイルスワクチン接種を実施することを目的とする負担金でございます。医師、看護師への報酬、手当分などが充当されます。

衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金977万2,000円。新型コロナウイルスワクチンの接種のために必要な体制を整備することを目的とする補助金でございます。システム改修、人材派遣委託、輸送業務などに充てられます。

繰越金ですが、前年度繰越金59万7,000円を充てさせていただきます。

以上が今回の一般会計の内容となります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） 1 つは、今まで1 診体制で進めようとしていたのが2 診体制でできるということかというと、その日にワクチンを打つ人の数が単純に言うとは倍になるという点では、接種期間が短くなるというふうに考えていいのかどうかということと、電話対応の保健師増員ですけど、人材はすぐに確保できるのかどうか伺います。

○議長（松井正樹君） 徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） もともと町内の常勤の医師の方6 名で回す予定で、今回そういうことで町内在住の先生から協力してもいいよということでしたんですが、結論から言いますと、その方は結構、御高齢でございまして、なかなかフルにばんばんとこなしていただくということもちょうと体力的にも、毎日ありますので。週に1 回、別の病院に行っておられまして、それ以外の空いた日はこちらに協力するよということですので、あまり無理に人数をまた増やしてばっばつと行くのはちょっと現実的ではないだろうということで、100人体制は変わらず、ただ、その接種についてスムーズに進めたいということで考えておりますので、今のところ1 日当たりの人数を増やすということは考えておりません。ただ、今後また先生方と御相談して、慣れてきて、1 日の人数をもっと増やせるということになってればまた考えるということで御理解いただきたいと思います。

あと、保健師につきましては、一応今回、よそのまちではコールセンターを設けて相談ということで委託してやってみえるんですが、うちは自分のところの保健師と健康増進センターのほうで対応するというのでやっておるんですが、なかなか本当に煩雑しておりまして、電話、予約の関係、キャンセル、問合せ、いろいろありますが、今、保健師、これで予算を立てさせていただいたんですが、現在のところ、見込み、当てがありませんので、広報等いろいろ募集をかけて至急増員をしたいということで今やっておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1 番 高木博之君。

○1 番（高木博之君） 基本的なことなんですけど、1 箱当たりの人数ですね、よく何回分とかいろいろ、6 回分とか5 回分とか聞いているんですけど、そののちょっと確認だけお願いしたいんです。

○議長（松井正樹君） 徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） 今のところの予定ですが、入所者、今回26 日の週、昨日入りました分につきましては一応5 人分、集団からは6 人分でやれるというふうに

なっております。

〔「1箱で何人分」の声あり〕

1箱というのは約1,000回分で、1人2回接種ですので、約ですけど500人分ということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） 先ほどの誘導係の方というのは、どこから派遣をされるのかということと、もうめどがついておられるのかということをお願いします。

○議長（松井正樹君） 徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） 今回体制を確保するためにいろいろ他市町の情報を得まして、現在当たっているところなんですけど、来ていただいているところで、具体的に今考えておりますのは、大垣市にありますヒューマンリレーションズ株式会社さんというところと、あとパーソルテンプスタッフという会社、この2社が実際ありまして、大垣市のほうでは、今言ったようにヒューマンリレーションズさんのほうでお願いするというのを聞いておりますし、よそのまちでは、もう一つのテンプさんのほうでということをやっておるところもありますが、現在テンプさんのほうに聞きましたら、もう現在、人数がそう出せない、送れないということでちょっと御回答もいただいております、現実ですが、ヒューマンリレーションズさんのほうにお願いできないかなということで今考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 確認も含めて質問ですが、まず1点目は、今回ワクチンが1,000回分入ったよと。それでまず5月8日、9日あたりに施設の入所者、それから医療従事者に接種するんですが、これは合計何人予定されているんですかということが1つ。

まとめて質問します。それから、5月10、17日の週に新たに入荷するよという話がありましたが、これは500人分ですよね、当然それは。それを受けて25日以降、集団接種をまず今頃から始めるという確認でよろしいですか。そうすると、今須の住民の方全員分、この週に接種できると、希望者がという考えで、そうではないのということをちょっと確認したいんですが。

○議長（松井正樹君） 徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） 施設の関係でおおよそ300人ほど、医療従事者、高齢者施設で働く者等、合計しましておおよそ450名ほどになると思います。残りちょっと端数が30から50人分ぐらいになるんですけど、それについてはうまく、解凍せずに保管しておいて、集団接種のほう、25日からの予定のほうに回せないかなということで考えております。

〔「接種のスタッフは」の声あり〕

接種のスタッフも打ちます。

あと、接種が始まって、例のワクチンが余る問題がありますので、その辺も一応そういうことで、今実際に従事する看護師とか保健師にもちょっと対応するというので、今ちょっといろいろと考えておりますが、はっきり言えませんが、今のところ、施設は300名ほどと、施設に従事する者とか看護師、保健師等で最終的に450名ほどになって、端数分は高齢者の集団のほうへ回すという予定でおります。

それと、2回目の今須につきましては、一応希望調査を取りましたら全部今須で合計で、ちょっとごめんなさい、これもはっきりと言えませんが、三百何名だったと思います。1箱で取りあえず今須の方の分の2回分は確保できております。そのまた端数についてですね、今度どこの地区から順番にしていくかということを今ちょっと計画しておりまして、基本的にはまず今須地区から、集団会場もちょっと変わりますので、まず今須のほうをやりたいということで考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 8番 吉田仁君。

○8番（吉田 仁君） 失礼します。

このコロナワクチンの接種の予定者ですね、全町で16歳以下は打たないとかいろんなことを聞いていますけど、全町でコロナのワクチンの接種予定者というのは何名になるんですかね。

○議長（松井正樹君） 徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） 前回ちょっと説明させていただいたか分かりませんが、今65歳以上につきましてはおよそ約2,400名でして、先日、64歳以下の方でまた希望調査を取らせていただいているんですけど、まだはっきりと流動的で何人程度と言えませんが、実際のところ、今のところですが、50%に満たしておりません。高齢者の方は9割方ということで御説明させていただいたんですが、64歳以下については50%を満たない希望ということで今のところ回答しておりまして、今随時、毎日、こうやって出していなかったけれど打ってもいいやろうとかか問合せがありますので、最終的には人数は増えてくると思いますが、現在のところの集計ではそのようになっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 具体的なことをちょっと想像するんですけど、今、希望者が300人とかという数字が出ました。希望調査を取られたんでいいんですけど、実際に町内とか今須も含めて接種するときにどういう順番で、例えば電話で申し込んで先着順で接種するのか、自治会ごとにやるのか、ちょっとその辺の考え方を教えてください。

○議長（松井正樹君） 徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） まず、65歳以上の接種につきましては、今回希望調査により希望しますと御回答いただいた方につきましては、実際の接種日の1週間前までには、具体的な日時を入れたものを改めて通知させていただきます。それで、御都合等がございますので、臨機応変、その辺は電話、窓口等により変更は可能ということで、あらかじめこちらから日にちを指定させていただく方法でやろうと考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） この入所者、施設に従事する者の中にデイサービスセンター等々が入っているのかどうか確認したいのと、あとさくらんぼの家の親さんは65歳以上で打つけれども、子供はどうなるんだという質問もあったんですが、障害者福祉施設もぜひ優先的にやっていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（松井正樹君） 徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） デイサービスにつきましては、優先で打つ予定はしております、従業員も含めて。ただ、さくらんぼの家につきましては、一応、私、問合せを聞いたら、ちょっと今回感染リスクの高い高齢者とか疾患のある人、高齢者施設で働く人ということで、そこの福祉施設の方につきましては優先ではないということで、町の勝手な独自の判断ではちょっとできない部分がございます、国の指示に従いまして今回優先に上げておりませんので、御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。議場の時計で10時から始めます。

休憩 午前9時46分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

私、2 年間、当関ヶ原町の議会議長を務めさせていただきました。本日付をもって辞表を提出いたしました。2 年間の中で私の健康管理の不徳で体調を崩したこともございました。何とか職務を全うできたと安堵しておるところでもあります。これもひとえに議員各位、そして議会事務局の皆さん、そして町長をはじめとする役場職員の方々のおかげと深く感謝をしておるところでございます。

なお、今後も皆様方には町行政に御尽力をどうぞお願いいたしまして、私の辞職の御挨拶とさせていただきます。本日まで本当にありがとうございました。

〔議長 松井正樹君退場〕

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（楠 達男君） それでは、ここで議長に代わりまして議事を進行させていただきます。副議長の楠であります。よろしくお願いいたします。

ただいま、松井正樹君から議長辞職願が提出されました。

お諮りをいたします。議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、この際、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決しました。

---

#### 追加日程第 1 議長の辞職について

○副議長（楠 達男君） 追加日程第 1、議長の辞職についてを議題といたします。

お諮りをいたします。松井正樹君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、松井正樹君の議長の辞職を許可することに決しました。しばらくお待ちください。

〔6 番 松井正樹君入場、6 番席に着席〕

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りをいたします。この際、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第 2 として議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第 2 として議長の選挙を行うことに決しました。

---

## 追加日程第２ 議長の選挙について

○副議長（楠 達男君） 追加日程第２、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は８名であります。

会議規則第31条第２項の規定により、立会人に高木博之君、吉田仁君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼はいたしませんので、１番議員から順番に投票願います。１番議員どうぞ。

〔投 票〕

投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

高木博之君、吉田仁君、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数８票であります。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票８票、無効投票ゼロであります。

有効投票中、子安健司君６票、中川武子君１票、田中由紀子君１票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は２票であります。よって、子安健司君が議長に当選いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選されました子安健司君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、議長選挙の当選人である旨を告知いたします。新議長、御挨拶をお願いいたします。

○新議長（子安健司君） 高席より失礼いたします。

議長就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま皆様から御推挙をいただきまして、議長という大役を拝命いたしました。誠に光栄でありますとともに、その責任の重さを痛感しているところでございます。

ここで申し上げるまでもありませんが、人口減少、少子高齢化、そして財政の問題など課題が山積する現状におきまして、議決機関、また行政のチェック機関としての我々議会の責任は大変重大であります。

議員の皆様、理事者の皆さんにおかれましても、一層の御指導、御鞭撻をいただきますとともに、御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。議長就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔「議長」の声あり〕

○議長（子安健司君） 7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 私、2年間にわたり副議長を務めさせていただきましたが、この場をお借りして、この際、副議長の職を辞したいと考えましたので、皆様に許可していただきたくお願いを申し上げます。

〔副議長 楠達男君退場〕

○議長（子安健司君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、楠達男君から副議長を辞職したいとの意思表示がございました。

お諮りいたします。この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決しました。

---

### 追加日程第3 副議長の辞職について

○議長（子安健司君） 追加日程第3、副議長の辞職についてを議題といたします。

お諮りいたします。楠達男君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、楠達男君の副議長の辞職を許可することに決しました。

しばらくお待ちください。

〔7番 楠達男君入場、7番席に着席〕

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として副議長の選挙を行うことに決しました。

---

#### 追加日程第4 副議長の選挙について

○議長（子安健司君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は8名であります。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に谷口輝男君、楠達男君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼はいたしませんので、1番議員から順に投票をお願いいたします。

〔投票〕

投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

谷口輝男君、楠達男君、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

選挙結果の報告をいたします。

投票総数 8 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票 8 票、無効投票はありません。

有効投票中、谷口輝男君 7 票、田中由紀子君 1 票。以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は 2 票であります。よって、谷口輝男君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選されました谷口輝男君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、副議長選挙の当選人である旨を告知いたします。

新副議長、御挨拶をお願いいたします。

○新副議長（谷口輝男君） ただいまは皆様方の御推挙をいただきまして、副議長という重責を担うこととなりました。初めての大役でございますが、子安議長さんを補佐し、円滑な議会運営と活性化、さらには関ヶ原町の発展のために尽力を尽くしたいと思いますので、皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） ここで暫時休憩といたします。

休憩中に常任委員会の委員、また議会運営委員会の委員の選任をしていただきたいと思います。

休憩 午前10時25分

再開 午前11時07分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。追加日程第 5、関ヶ原町監査委員の選任につき同意を求めることについてから追加日程第 9、特別委員会委員の選任についてまでを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、この際、追加日程第 5 から追加日程第 9 までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第5 議案第45号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 追加日程第5、議案第45号 関ヶ原町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、8番 吉田仁君の退場を求めます。

〔8番 吉田仁君退場〕

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（高木聖敏君） 議案第45号 関ヶ原町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

本町の監査委員に、次の者を選任したいので議会の同意を求める。令和3年4月30日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字玉414番地、氏名、吉田仁、生年月日、昭和26年1月8日。

○議長（子安健司君） 本件について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第45号について御説明申し上げます。

現在の監査委員である谷口輝男氏におかれましては、副議長に選任されたことに伴い、監査委員の辞職の申出があり、承認いたしましたので、議会議員から選任する委員に吉田仁氏を監査委員に選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

吉田仁君の入場をお願いいたします。

〔8番 吉田仁君入場〕

吉田仁君に申し上げます。吉田仁君が関ヶ原町監査委員に選任をされました。

---

#### 追加日程第6 常任委員会委員の選任について

○議長（子安健司君） 追加日程第6、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、常任委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中にそれぞれの正・副委員長の互選を行っていただきますこと、それから各常任委員会の閉会中の継続調査について協議されるようお願いをいたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時13分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告いたします。

総務民生常任委員会より委員長に楠達男君、副委員長に田中由紀子君、産業建設常任委員会より委員長に高木博之君、副委員長に中川武子君がそれぞれ選任されましたので、御報告をいたします。

ただいま配付いたしましたように、各常任委員長から、会議規則第74条の規定により所管事務について議会閉会中の継続調査の申出がありましたので、常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第10として日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第10として直ちに議題とすることに決しました。

---

#### 追加日程第10 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（子安健司君） 追加日程第10、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長から、会議規則第74条の規定により所管事務の議会閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員会委員長からの申出のとおり各常任委員会の所管事務につきましては、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長からの申出のとおり各委員会の所管事務につきましては、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

#### 追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について

○議長（子安健司君） 追加日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により指名をいたします。

職員に選任案を朗読させます。

○議会書記（高木聖敏君） 議会運営委員会委員の選任について。

次のとおり議会運営委員会委員を選任する。令和3年4月30日、関ヶ原町議会議長 子安健司。

委員会名、議会運営委員会、委員氏名、松井正樹、楠達男、谷口輝男、高木博之。

○議長（子安健司君） お諮りいたします。ただいま朗読いたしましたとおり議会運営委員会委員を選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま朗読いたしましたとおり議会運営委員会委員を選任することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に正・副委員長の選出をお願いいたします。

また、議会運営委員会の議会閉会中の継続審査について協議されるようお願いいたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時25分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告いたします。

議会運営委員会より委員長に松井正樹君、副委員長に谷口輝男君がそれぞれ選任されましたので御報告をいたします。

ただいま配付いたしましたように、議会運営委員会委員長から、会議規則第74条の規定により所管事務について議会閉会中の継続審査の申出がありましたので、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを日程に追加し、追加日程第11として日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを日程に追加し、追加日程第11として直ちに議題とすることに決しました。

---

#### **追加日程第11 議会運営委員会の閉会中の継続審査について**

○議長（子安健司君） 追加日程第11、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長の申出のとおり、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

#### **追加日程第8 特別委員会委員の辞任について及び追加日程第9 特別委員会委員の選任について**

○議長（子安健司君） 追加日程第8、特別委員会委員の辞任について及び追加日程第9、特別委員会委員の選任についてを一括として議題といたします。

まず最初に、議長選挙に関連して、私は議会改革特別委員会委員でおりましたが、先ほど議長に推挙いただきましたので、特別委員会の委員を辞任し、その補充として、委員会条例第7条第4項の規定につき、前議長の松井正樹君を指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、特別委員会委員の辞任の許可及び選任については、ただいま指名したとおり決しました。

---

#### **追加日程第12 南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙について**

○議長（子安健司君） 追加日程第12、南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

楠達男君から南濃衛生施設利用事務組合議会議員を辞職する申出があり、これを許可しましたので、欠員が生じました。よって、選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長に

において指名することに決しました。

南濃衛生施設利用事務組合議会議員に松井正樹君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました者を南濃衛生施設利用事務組合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名しました者を南濃衛生施設利用事務組合議会議員の当選人とすることに決しました。

ただいま南濃衛生施設利用事務組合議会議員に当選されました松井正樹君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、南濃衛生施設利用事務組合議会議員の当選人であることを告知いたします。

---

### 閉会の宣告

○議長（子安健司君） 以上で本会議に付託された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年第3回関ヶ原町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時29分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和     年     月     日

関ヶ原町議会議長

松     井     正     樹

関ヶ原町議会新議長

子     安     健     司

関ヶ原町議会副議長

楠                    達     男

会議録署名議員

谷     口     輝     男

会議録署名議員

子     安     健     司